

令和5年度川越市食品衛生監視指導計画の実施結果

1 はじめに

川越市では、市民の食生活の安全・安心の確保を図るために、食品衛生法第24条の規定に基づき、川越市食品衛生監視指導計画を策定しています。

このたび、令和5年度川越市食品衛生監視指導計画に基づく、食品関係施設の監視指導及び市内で製造・販売される食品の収去^{※1}検査等の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

※1 収去

食品衛生法第28条に基づき、検査を行うために食品衛生監視員が営業者から必要最小限の販売食品、添加物等の提供を受けることをいいます。

2 監視指導計画の実施区域及び実施期間

(1) 実施区域：市内全域

(2) 実施期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 監視指導結果

(1) 食品関係施設の監視指導件数

| |
|--------------|
| 監視指導件数（監視延数） |
| 1, 066 |

(2) 一斉監視指導結果

| | 期間 | 監視指導件数（監視延数） |
|------|--------------|--------------|
| 夏期一斉 | 7月3日～8月31日 | 317 |
| 年末一斉 | 12月1日～12月28日 | 113 |

(3) 食品等の収去検査等

市内の食品営業施設で製造・販売されている食品等について、食品衛生法に規定されている「食品、添加物等の規格基準^{※2}」等に基づく検査を行いました。

また、本市は県内における主要な野菜の産地であることから、残留農薬の検査は市内産野菜を中心に、「食品、添加物等の規格基準」に基づいて行いました。

収去検査の結果、基準違反の事例はありませんでした。

※2 規格基準

食品の安全性を確保するため、食品衛生法第13条に基づき定められているものです。販売の用に供する食品、添加物の製造、加工、使用、調理、保存の方法については「基準」が、成分については「規格」が定められており、規格基準に適合しない食品や添加物は製造、加工、販売等が禁止されています。

検査項目数及び検体数

| 検査項目数 | 国産 | 輸入 |
|-------------------|---------|-----|
| 微生物 | 68 | 4 |
| 添加物 | 483 | 141 |
| 残留農薬 | 2,014 | 666 |
| (県内産農産物(再掲)) | (1,903) | — |
| 動物用医薬品 | 456 | 0 |
| 放射性物質 | 22 | 0 |
| その他 ^{※3} | 23 | 0 |
| 合計 | 3,066 | 811 |
| 検体数 | 130 | 25 |

※3 酸価、過酸化値、重金属、シアン化合物

4 行政処分等

(1) 行政処分

| 回収及び廃棄命令 | 移動停止 | 報告要求 | 営業停止 | 給食停止 |
|----------|------|------|------|------|
| 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 |

(2) 食中毒発生状況

市内で発生した食中毒事件は1件です。

| 発生月 | 患者数 | 死者数 | 病因物質名 | 原因食品名 | 措置 |
|-----|-----|-----|----------|-------|---------|
| 9月 | 5人 | 0人 | カンピロバクター | 不明 | 営業停止3日間 |

5 普及啓発事業

(1) ホームページ、広報等による食品衛生に関する情報の提供

市民、食品等事業者に対し、ホームページや広報等により食中毒予防等の食品衛生に関する情報を提供しました。

(2) 講習会、食品衛生出前講座の実施

| 対象 | 実施回数 | 参加人数 | 主な実施内容 |
|--------|------|------|---------------------|
| 食品事業者等 | 11回 | 458名 | 食中毒予防、HACCP、異物混入対策等 |

(3) リスクコミュニケーション、食中毒予防街頭キャンペーン等の実施

食品のリスクコミュニケーション事業として、市内小学生とその保護者を対象に「子ども科学体験教室」を実施しました。

食中毒予防街頭キャンペーンとして、川越市保健所管内食品衛生協会と協力して、クレアモールにおいて食中毒予防リーフレット等の啓発品を配布しました。

また、家庭向け食中毒防止リーフレットを作成し、市内の小学校に配布しました。

6 食品等事業者の自主的衛生管理の推進

(1) HACCPに沿った衛生管理の徹底

監視指導時や許可申請時にHACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、計画等が作成されていない場合は、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書やリーフレット等を配布し、計画の作成等の指導を行いました。

(2) 優良施設等の表彰

| 表彰の種類 | 表彰数 | |
|----------|----------|-----|
| 保健所長表彰 | 優良従業員 | 5名 |
| 市長表彰 | 優良施設 | 4施設 |
| | 衛生功労者 | 4名 |
| 埼玉県知事表彰 | 優良施設 | 1施設 |
| | 衛生功労者 | 1名 |
| 厚生労働大臣表彰 | 食品衛生優良施設 | 0施設 |
| | 衛生功労者 | 1名 |

7 食品衛生に係る人材育成・資質向上等

(1) 食品衛生監視員等の資質向上

厚生労働省や近隣自治体等が主催する研修会や講習会等に参加し、資質向上に努めました。

(2) 食品衛生責任者の資質向上、食品衛生指導員の育成指導

食品衛生責任者に対して、食品衛生責任者実務講習会を開催し、食品衛生に関する新しい知見の習得に努めさせました。

また、年度内に2回開催された食品衛生指導員研修会に講師として出席し、食品衛生指導員の育成指導を行いました。